令和８年の地方からの提案等に関する対応方針（案）【概要】

資料２

１．基 本 的 考 え 方

○ 平成26年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入

○ 地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、極めて重要なテーマ

２．一括法案の提出等

○ 法律改正事項については、一括法案等を令和９年通常国会に提出することを基本

○ 現行規定で対応可能な提案については、地方公共団体に対する通知等により明確化

○ 引き続き検討を進めるものについては、適切にフォローアップを行い、地方分権改革有識者会議に報告

○ 計画策定等については、令和５年３月に閣議決定した「計画策定等における地方分権改革の推進について～効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド～」を着実に運用し、国と地方を通じた効率的・効果的な計画行政を推進

３．対 応 状 況 （精査中）

○ 令和８年の提案のうち、関係府省庁における予算編成過程での検討を求めるもの等を除き、322件について内閣府と関係府省庁との間で調整

提案の趣旨を踏まえ対応（件）	現行規定で対応可能（件）	小計（A）（件）	実現できなかったもの（B）（件）	合計（C）＝（A+B）（件）
231	51	282	40	322

令和8年の地方からの提案等に関する対応方針(案)【概要】

R8年の提案数:**322件**(R7:355件) うち実現・対応割合:**88%【P】**(R7:88%)

(件数は分権室による推計値)

1 AI・デジタル化等による国民の利便性向上

支障事例	対応方針	効果
① 窓口等のワンストップ化		
・**障害児福祉手当及び特別障害者手当**について、氏名又は住所変更を行った際、**住民基本台帳法に基づく届出とは別に、手当の支給に関する省令により、同様の届出が義務付けられており、負担が生じている。**	・手当の支給に関する省令による**変更届の提出を省略**することについて**検討。**	・重複する書類提出を省略可能とすることにより、**窓口のワンストップ化に寄与。** ※受給者数:約20万人(令和８年3月時点概数)
② 申請手続等のオンライン化		
(ⅰ) **認定特定行為業務従事者認定証(喀痰吸引等を業とすることができる者に交付)の申請や交付が紙媒体**でなされており、郵送等を要するため、都道府県の事務負担や申請者の手間が生じている。	(ⅰ) 国家資格等情報連携・活用システムにより、認定証の**申請・交付のオンライン化及びデジタル資格者証を認定証の原本と位置付けること**を検討。	(ⅰ) **手続及び交付の事務負担等の軽減や迅速化。資格確認の簡便化。**
(ⅱ) **介護支援専門員等の更新研修**について、カリキュラム等が国によって厳格に定められており、**柔軟な実施が困難。**	(ⅱ) 介護支援専門員等の**有効期間の更新の仕組みを廃止**した上で**資質保持を図るための研修を実施**することとし、オンライン受講などの**受講負担軽減**を図る。	(ⅱ) 介護支援専門員等の**人材確保に寄与。**
③ 添付書類等の省略・明確化		
・**司法試験及び司法試験予備試験の出願**に係る手続について、**住民票の写しの提出又は住民票コードの提供を求めており、申請者には来庁や手数料の負担、市区町村には交付事務の負担が生じている。**	・国家資格等情報連携・活用システムによるオンライン出願手続を導入し、オンライン出願では**住民票の写しの添付及び住民票コードの提供を不要**に。	・役所等への**来庁不要**、発行**手数料の負担軽減。** ・**交付事務の負担軽減。**

2 地域におけるサービスの維持・向上

支障事例	対応方針	効果
④ 配置基準の緩和等		
(ⅰ) **中山間地域等**において、**看護師等養成所の専任教員８人を確保することが困難。**	(ⅰ) 教育の質の確保や教員の負担の状況等を踏まえ、専任教員の**配置基準の弾力化**について**検討。**	(ⅰ) 地域の実情に応じた専任教員の配置ができることとなり、**看護師等養成所の存続**が可能に。
(ⅱ) **中山間地域等**において、**指定介護老人福祉施設の栄養士等を確保することが困難。**	(ⅱ) 職員の負担やサービスの質の確保に配慮しつつ、栄養士等の**配置基準の弾力化**について**検討。**	(ⅱ) 地域の実情に応じた栄養士等の配置が可能に。

2 地域におけるサービスの維持・向上

支障事例	対応方針	効果
④ 配置基準の緩和等		
（iii）**指定介護老人福祉施設の介護支援専門員**には、常勤専従要件がかかっており、**併設する他の事業所での勤務ができない。**	（iii）職員の負担やサービスの質の確保に配慮しつつ、介護支援専門員の**兼務等の柔軟化**について**検討。**	（iii）地域の実情に応じた介護支援専門員の**兼務が可能**に。
（iv）**市町村が要介護認定の訪問調査を指定居宅介護支援事業者等や個人に委託する際**には、認定調査員が介護支援専門員でなければならず、**認定調査員が十分に確保できないため、認定調査に時間を要している。**	（iv）**認定調査員の資格要件を介護支援専門員以外の者にも拡大**することについて**検討。**	（iv）**認定調査を行える者が増加**することにより、認定審査期間の短縮に寄与。 ※認定審査期間：39.9日 （令和６年度全国平均）
⑤ 支給対象者の明確化		
・特別支援教育就学奨励費及び要保護児童生徒援助費の**支給対象となる申請者は保護者**（親権者）**のみ**とされており、**祖父母等が監護している場合に、支給を受けられない。**	・**実態把握のための全国調査**を行い、保護者（親権者）**以外**の、就学に要する経費を**実際に負担する者も支給を受けられるよう見直し。**	・支給**対象者の増加に寄与。** ※特別支援教育就学奨励費31事例及び要保護児童生徒援助費41事例で受給できていなかった（令和４～令和６年度）。

3 事務処理の効率化・合理化

支障事例	対応方針	効果
⑥ 事務処理主体の広域化・外部化		
（ｉ）**複数の都道府県域に及ぶ消費者被害事案への対応**に当たり、国が主体的に調査を行う場合の基準が明確でなく、**都道府県が国に求めている協力が十分に得られないことがある。**	（ｉ）**国と都道府県の役割分担の原則を**示すとともに、**例外**となる場合の判断基準及び**都道府県から国への相談手続を明確化**し、具体的な方針を**通知。**	（ｉ）対応の迅速化、**国・都道府県間の調整の負担軽減。** ※特定商取引法に関連する消費生活相談件数：約50万件（令和７年実績）
（ii）**市町村が作成する鳥獣被害防止計画**の作成等に当たり、鳥獣の生息状況や生息環境の把握など、**市町村が独自に行うことが困難。**	（ii）鳥獣被害防止計画の作成等に当たって、**市町村が**独自に行うことが困難な事務に関して**援助を求めた際には、都道府県が具体的な措置を行う責務があること**を**明確化。**	（ii）都道府県と市町村との**役割の明確化**を通じた効果的な鳥獣被害対策の実現。
（iii）**都道府県建築士審査会**において、**二級及び木造建築士試験に関する事務**を毎年度行うに当たっての**負担が大きい。**	（iii）試験問題作成の基本方針の策定や合否判定基準の設定について都道府県審査会に対する包括的な付議により**毎年度の改定を必要としない**ことや、**合否判定に係る事務的な対応を都道府県指定試験機関に行わせることが可能である**等の運用を**明確化。**	（iii）都道府県の**事務負担を軽減。**

3 事務処理の効率化・合理化

支障事例	対応方針	効果
⑦ 経由事務の廃止		
（ⅰ）**覚醒剤取締法に基づく経由事務**において、事業者等や都道府県に負担が生じている。	（ⅰ）都道府県に必要な情報提供を行うことを前提に、覚醒剤取締法に基づく覚醒剤製造業者の指定等に係る**都道府県経由事務を廃止**するとともに、**事業者等による申請・届出等のオンライン化**を可能に**（e-Gov(政府共通の電子申請システム)の活用）**。	（ⅰ）手続の迅速化、**事務負担の軽減**。 ※厚生労働大臣に指定された覚醒剤製造業者等の指定件数：101件 （令和６年１月時点） ※覚醒剤原料の輸出入許可の累計申請件数：60件 （令和５年４月１日～令和６年３月31日）
（ⅱ）**感染症対策として国が備蓄する個人防護具**のうち、**使用推奨期限が近いものを医療機関等へ配布**する事務において、希望の取りまとめ等に係る都道府県の負担が生じている。	（ⅱ）**令和9年度から希望数量について都道府県が取りまとめを行うなどの事務を廃止**。	（ⅱ）医療機関等が都道府県を経由せず、国に申し込むことで、**都道府県の事務を廃止**し、事務負担を軽減。 ※医療機関等からの申込件数：約７万件 （令和７年度実績）
⑧ AI・デジタル化		
（ⅰ）市町村が登記所から**土地・建物の所在や所有者等の氏名・住所**について通知を受けた際、**市町村は固定資産課税台帳に記載しなければならない**が、当該**所有者の特定に負担**が生じている。	（ⅰ）登記所から**市町村に通知する事項にマイナンバー及び法人番号を追加**し、通知された事項の**固定資産課税台帳への自動反映**を可能とすることを**検討**。	（ⅰ）所有者特定における**事務負担の軽減**。 ※土地及び建物の所有権の移転等の登記の筆個数：約1,000万筆個/年 （令和７年実績）
（ⅱ）**地方公共団体が安全・安心に生成AIを活用できる環境整備が十分に進んでおらず、地方公共団体における生成AIの導入が進んでいない。**	（ⅱ）**政府職員向け生成AI**利用環境「ガバメントAI **源内**」を**構成する一部のソースコード等について、無償**のオープンソースソフトウェア（ＯＳＳ）として**公開**。	（ⅱ）**地方公共団体が安全・安心に生成AIを活用し**、行政事務・サービスが効率化され、質が向上。
⑨ 補助基準等の明確化		
・へき地における就学環境整備のための**スクールバス等の購入費を補助する事業**に関して、車両納期の長期化により、**補助事業の年度内予算執行が困難**。	・明許繰越し等の活用により、**地方公共団体の実情に応じた事業執行が可能**である旨を**周知**。	・納期長期化に対応した**円滑な事業執行に寄与**。 ※へき地児童生徒援助費等補助事業を採択した都道府県及び市町村数：506 （令和７年度実績） ※スクールバス・ボート等購入費補助事業を採択した自治体数：108（令和７年度実績）

住所公告の横断的見直しについて

○　個人情報保護の観点から、組合理事等の個人住所の表示見直し等に係る提案が複数寄せられ、個別対応（令和7年～）。
○　このほか、地方分権改革有識者会議において、提案の趣旨を踏まえて制度の横断的見直しを進めることを期待する意見が継続的に示されていることを踏まえ、令和8年に、**個人の住所を公告することとしている法令等**について、**横断的見直しを実施**。

R7提案【4件・対応済】

支障事例：
事業者が組合理事の自宅に営業訪問する事案が発生

▶

対応例：住所公告を行政区画まで
従来　B県▲▲市×丁目◆番地■
改正後　B県▲▲市

土地区画整理組合 **理事**の住所公告 →申出により住所一部非表示	認可地縁団体**代表者等** の住所告示 →原則住所非表示	**外部監査人補助者**及び **外部監査人**の住所告示 →住所告示廃止	土地区画整理審議会委員選挙 **候補者・当選人**の住所公告 →申出により住所一部非表示

R8提案【4件】

市街地再開発組合 **理事長**の住所公告	土地改良区**役員** の住所公告	マンション再生組合 **理事長**の住所公告	土地区画整理審議会委員選挙 **選挙人名簿**の公衆縦覧

「地方公共団体が個人の住所を公告することとしている法令等」の該当条文について各府省庁に調査を実施
⇒**123条項**※の報告があり、内訳については、以下のとおり分類　※準用規定を含まない

提案があり、個別案件の中で検討が進んでいるもの（13）

主に個人が就任している社団内部の職・地位に関わるもの

→**提案の趣旨を踏まえ、対応**

営業活動の環境整備に関連するもの（12）

個人事業者の自宅住所の取扱い（法人の本店と同様に扱うことの是非）

→**個別に検討**

公表による苦情等が寄せられたもの（1）

建築基準法における建築計画概要書の閲覧

→**営業目的の閲覧を禁じる規程**の整備を**再徹底するよう依頼**

その他（97）

- 法人のみを対象とするもの
- 国民の安全確保や治安の維持等、政策的理由により制度維持が必要なもの

→**見直しの対象外**

（括弧書きは法政省令全ての条項ベースの件数。）

①当面の対応として、「代表取締役等住所非表示措置」を参考※に、地方公共団体が必要な対応を行うことができるよう、関係府省庁に、地方公共団体に対して通知を発出することが望ましい旨を分権室から通知。　※閲覧を利害関係者に限るなど
②長期的な対応として、関係府省庁と調整の上、各規定の制定時における背景や、制度を見直した場合における裁判実務への影響等も考慮しつつ、住所の公告等の適切な在り方について**個別に検討**。

国家資格等のオンライン・デジタル化に関する横断的な検討

- **国家資格等については、申請の受付・内容の審査・資格者証の交付など多くの事務負担**が生じているところ、デジタル庁が整備する「**国家資格等情報連携・活用システム**」を活用し、**申請・審査手続のデジタル化、デジタル資格者証の原本化**※を行うことで、**申請者となる国民の利便性の向上とともに、地方公共団体の資格関係事務の負担軽減**が期待できる。
 ※デジタル資格者証を物理的な資格者証と同等に位置付け、オンライン申請の場合には物理的な資格者証を発行しないこと
- **本年は**、以下の資格について、「国家資格等情報連携・活用システム」を活用したオンライン・デジタル化に関する提案の実現を求めるとともに、**他の資格で検討を求めた措置について、提案に当該内容がない別の資格でも同様の検討を求めるなど、多くの提案にまたがる横断的な検討を促してきたところ。**
- **今後も、デジタル庁と連携の上、国家資格等事務に関する提案を重点的に募集し、「国家資格等情報連携・活用システム」に未参画の資格については、システムの導入・活用を促すとともに、システム参画済の資格についても、提案の趣旨や他の資格の動向を踏まえ、デジタル資格者証の原本化をはじめとした、更なるオンライン化・デジタル化の検討を促していく。**

〇対応方針において検討を促した措置

申請・審査手続のデジタル化

【令和８年度以降順次】
- 介護支援専門員
- 教育職員

【令和９年度以降順次】
- 計量士

【令和10年度以降順次】
- 認定特定行為業務従事者

【令和11年度以降順次】
- 危険物取扱者
- 消防設備士

申請・届出の都道府県経由事務廃止

【令和８年10月】
- 管理栄養士※1
- 薬剤師※1
- 准看護師※2（就業地の都道府県知事経由）

【令和９年度以降順次】
- 精神保健指定医※2

【引き続き検討】
- 医師
- 歯科医師
- 看護師
- 保健師
- 助産師
- 理学療法士
- 作業療法士
- 視能訓練士
- 臨床検査技師
- 衛生検査技師
- 診療放射線技師
- 歯科技工士
- 死体解剖資格

※１オンライン申請による免許の新規申請の場合
※２オンライン申請の場合

資格者証交付の都道府県経由事務廃止

【令和８年10月】
- 管理栄養士※1
- 薬剤師※2
- 医師※2
- 歯科医師※2
- 看護師※2
- 保健師※2
- 助産師※2

【令和９年度以降順次】
- 精神保健指定医※3

【引き続き検討】
- 理学療法士
- 作業療法士
- 視能訓練士
- 臨床検査技師
- 衛生検査技師
- 診療放射線技師
- 歯科技工士
- 死体解剖資格

※1オンライン申請による新規交付の場合　※3オンライン申請の場合
※2オンライン申請による新規受付の場合

デジタル資格者証の原本化

【各法令上の取扱いを整理し、原本化について検討】

- 管理栄養士
- 医師
- 歯科医師
- 保健師
- 助産師
- 看護師
- 准看護師
- 診療放射線技師
- 歯科技工士
- 臨床検査技師
- 衛生検査技師
- 薬剤師
- 理学療法士
- 作業療法士
- 視能訓練士
- 死体解剖資格
- 精神保健指定医
- 計量士
- 危険物取扱者
- 消防設備士
- 教育職員
- 介護支援専門員
- 認定特定行為業務従事者

令和８年の地方からの提案に関する対応状況

分類 / 年	提案の趣旨を踏まえ対応 a ※１ （件）	現行規定で対応可能 b （件）	小計 c=a+b （件）	実現できなかったもの d （件）	合計 e=c+d ※２ （件）	実現・対応の割合 c/e
H26	263	78	341	194	535	64%
H27	124	42	166	62	228	73%
H28	116	34	150	46	196	77%
H29	157	29	186	21	207	90%
H30	145	23	168	20	188	89%
R元	140	20	160	18	178	90%
R２	142	15	157	11	168	93%
R３	145	2	147	13	160	92%
R４	198	15	213	22	235	91%
R５	146	9	155	21	176	88%
R６	202	19	221	36	257	86%
R７	288	24	312	43	355	88%
R８ （精査中）	231	51	282	40	322	88%

※1：引き続き検討することとしたものを含む　※2：各年の提案件数のうち、関係府省庁における予算編成過程での検討を求めるもの等を除き、関係府省庁と調整を行った件数

1．AI・デジタル化等による国民の利便性向上

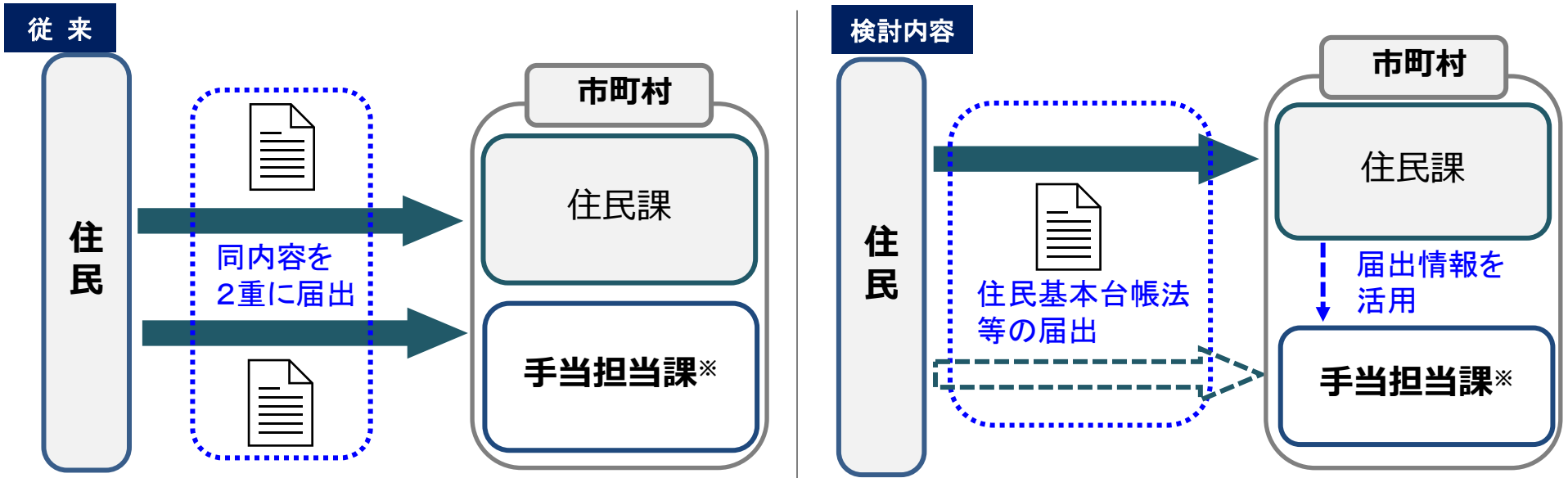
①　窓口等のワンストップ化

・障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給者に係る重複する変更届について、提出の省略を含めた方策を検討

支障事例・対応方針

○　手当受給者が氏名又は住所変更を行った際、住民基本台帳法に基づく届出とは別に、手当の支給に関する省令により、同様の届出が義務付けられている。

○　手当受給者が行う氏名及び住所の変更の届出については、住民基本台帳法に基づく住民異動届等により行政機関が把握した情報を活用し、届出の省略を含めた方策を検討。　【令和9年度検討・結論】



効果

○　手当受給者の利便性の向上、地方公共団体の事務負担の軽減

※　福祉事務所を設置していない町村では、町村窓口から都道府県へ進達

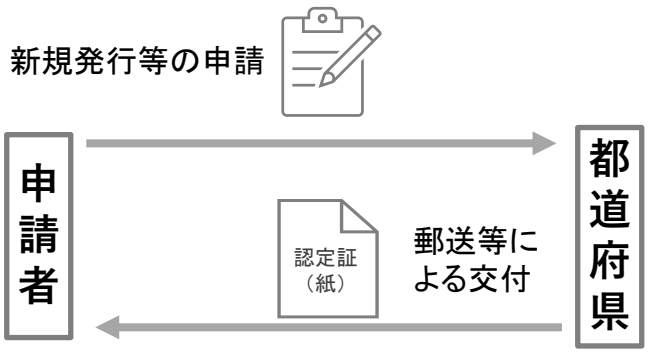
1．AI・デジタル化等による国民の利便性向上
②　申請手続等のオンライン化
（ｉ）国家資格等情報連携・活用システムにより認定証の申請・交付を可能とするよう検討

支障事例・対応方針

○　認定特定行為業務従事者認定証（喀痰吸引等を業とすることができる者に交付）の申請や交付が紙媒体でなされており、郵送等を要するため、都道府県の事務負担や申請者の手間が生じている。

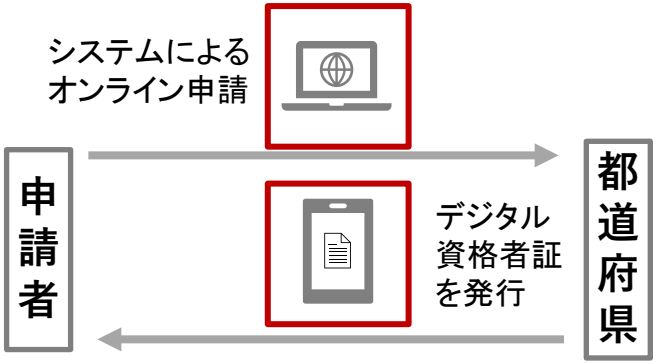
○　デジタル庁の提供する国家資格等情報連携・活用システムにより、認定証の申請・交付のオンライン化及びデジタル資格者証を当該認定証の原本と位置付けることを可能とすることを検討。　【令和8年度検討・結論】

従　来



都道府県知事が紙媒体の認定証を発行。
記載事項の変更や、認定行為の追加がある場合には書換え交付を行うなど、都道府県では、申請受付・審査・発行・郵送等の事務が繰り返し発生。

検討内容



希望する都道府県において、国家資格等情報連携・活用システムを用いた各種オンライン申請を可能とするとともに、当該システムにおけるデジタル資格者証を認定証の原本とすることについて検討する。

効果

○　申請者の手続及び認定証の交付に関する負担が軽減される。また、資格確認が簡便化される。

2. 地域におけるサービスの維持・向上
④ 配置基準の緩和等
（ｉ）看護師等養成所の専任教員の配置基準の弾力化

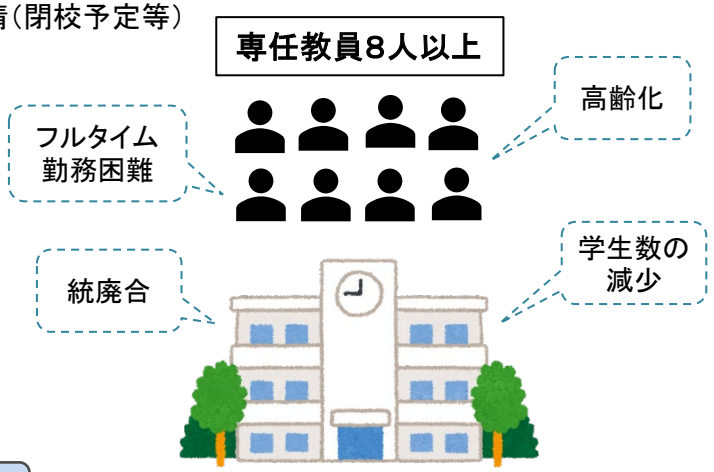
支障事例・対応方針

○ 中山間地域等において、看護師等養成所の専任教員８人を確保することが困難。
○ 看護師等養成所が、他の養成所との連携による遠隔授業の活用や専任教員以外での教員の対応等の方策を講ずる場合であって、地域の看護師の需給状況等から配置基準の弾力的な運用が必要と認められる場合に、教育の質の確保や教員の負担の状況等を踏まえた配置基準の弾力的な運用を行うことについて、引き続き検討。

【令和９年度検討・結論】

従 来

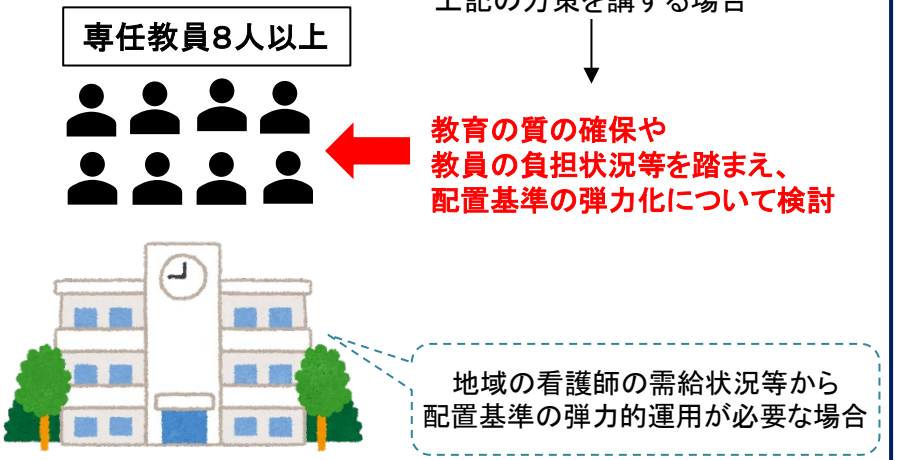
（例）
- 学生数の減少（定員割れ）
- 教員の確保困難（高齢化）
- 個別事情（閉校予定等）



検討内容

- 他の養成所との連携による遠隔授業の活用
- 専任教員以外の教員での対応
- 統廃合によるサテライト化　等

上記の方策を講ずる場合



効果

○ 地域の実情に応じた専任教員の配置ができることとなり、看護師等養成所の存続が可能に。

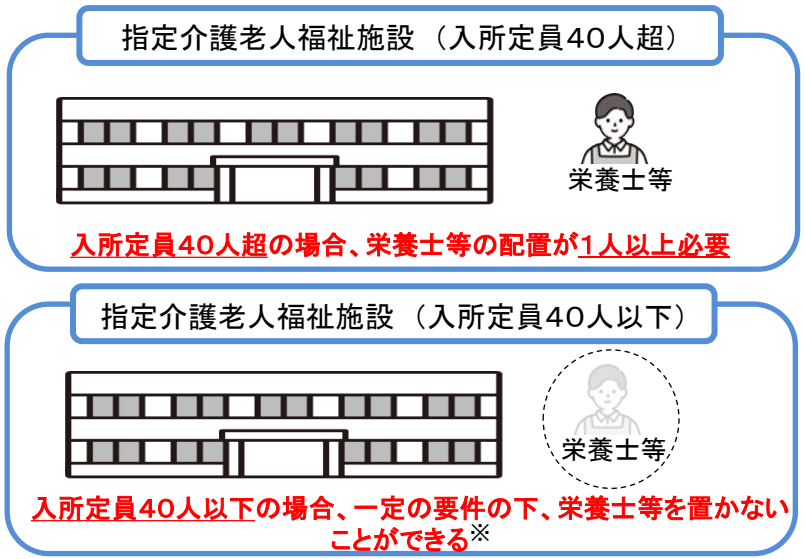
2. 地域におけるサービスの維持・向上
④ 配置基準の緩和等
（ⅱ）指定介護老人福祉施設における栄養士等の配置基準の緩和

支障事例・対応方針

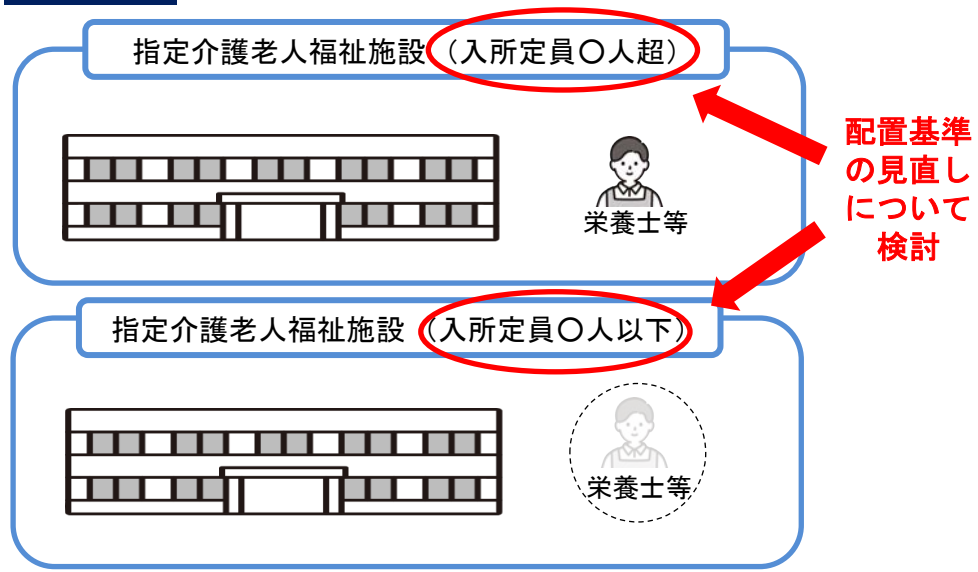
○ 入所定員が40人を超える指定介護老人福祉施設では、入所者の栄養管理を適切に実施する観点から、栄養士又は管理栄養士の１人以上の配置が必要であるが、中山間地域等では人材確保が困難。

○ 中山間地域等における必要なサービスの維持に資するよう、職員の負担やサービスの質の確保に配慮しつつ、配置基準の見直しについて検討。　【令和8年度検討・結論】

従 来



検討内容



効果

○ 地域の実情に応じた栄養士等の配置が可能に。

※ 入所定員が４０人以下の指定介護老人福祉施設にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

2. 地域におけるサービスの維持・向上
④ 配置基準の緩和等
（iii）指定介護老人福祉施設における介護支援専門員の兼務範囲の拡大

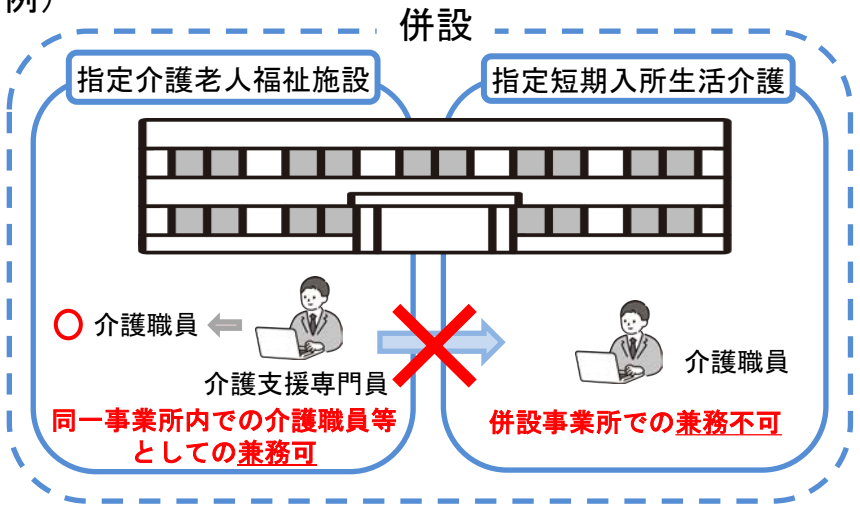
支障事例・対応方針

○ 指定介護老人福祉施設の介護支援専門員は、入所者に係るケアマネジメント機能を適切に確保する観点から、「常勤・専従」とされているため、併設する他の事業所での兼務ができず、人材を効率的に活用できない。

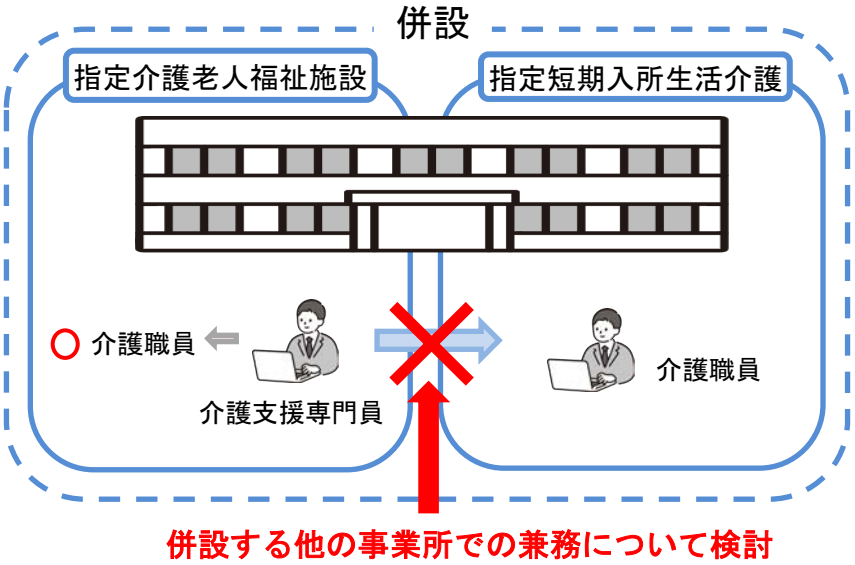
○ 中山間地域等における必要なサービスの維持に資するよう、職員の負担やサービスの質の確保に配慮しつつ、兼務可能な範囲の見直しについて検討。 【令和8年度検討・結論】

従 来

（例）



検討内容



効果

○ 地域の実情に応じた介護支援専門員の兼務が可能に。

2. 地域におけるサービスの維持・向上
④ 配置基準の緩和等
（ⅳ）市町村が要介護認定の訪問調査を委託する際の指定居宅介護支援事業者等に係る資格要件の緩和

支障事例・対応方針

○ 市町村が要介護認定の訪問調査を指定居宅介護支援事業者等や個人に委託する際には、認定調査員が介護支援専門員でなければならず、認定調査員が十分に確保できないため、認定調査に時間を要している。

○ 指定居宅介護支援事業者等や個人の認定調査員に委託する際の資格要件を、介護支援専門員以外の者にも拡大することについて検討。 【指定居宅介護支援事業者等：令和8年度検討・結論。 個人：令和9年度検討・結論。】

	市町村（直営）		委託							
			指定市町村事務受託法人※1				指定居宅介護支援事業者等※2			
							個人			
	介護支援専門員	その他職種無資格の者を含む	介護支援専門員	市町村職員OB等※3	看護師、介護福祉士等※4	その他職種無資格の者を含む	介護支援専門員	市町村職員OB等※3	看護師、介護福祉士等※4	その他職種無資格の者を含む
新規申請	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×
更新申請・区分変更申請	○	○	○	○	○	×	○	×	×	×

資格要件の見直しを検討

効果

○ 認定調査を行える者が増加することにより、認定審査期間の短縮に寄与。※認定審査期間：39.9日（令和6年度全国平均）

※1 ・・・厚生労働省令で定める要件に該当し、要介護認定の訪問調査等を適正に実施することができると認められるものとして都道府県知事が指定する法人
※2 ・・・指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設及び地域包括支援センター
※3 ・・・保健、医療又は福祉に関する専門的知見を有する者（認定調査に従事した経験が１年以上である者）
※4 ・・・保健、医療又は福祉に関する専門的知見を有する者（介護保険法施行規則第113条の２第１号又は２号で規定される者で、介護に係る実務経験が５年以上である者）

3. 事務処理の効率化・合理化
⑥ 事務処理主体の広域化・外部化
（ｉ）国と都道府県の役割分担に係る判断基準及び相談手続の明確化

支障事例・対応方針

○ 複数の都道府県域に及ぶ消費者被害事案への対応に当たり、 国が主体的に調査を行う基準が明確でなく、都道府県が国に求めている協力が十分に得られないことがある。

○ 国と都道府県の役割分担の原則を示すとともに、例外となる場合の判断基準及び都道府県から国への相談手続を明確化し、具体的な方針を通知。 【令和8年度中措置予定】

従 来

広域にわたる被害事案の発生



「特に必要があると認めるとき」又は「都道府県知事から要請があったとき」は、国も対応することができる。

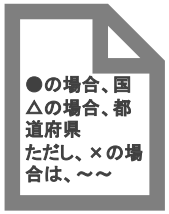


① 国と都道府県の役割分担が不明確で都道府県が初動の判断に迷う。

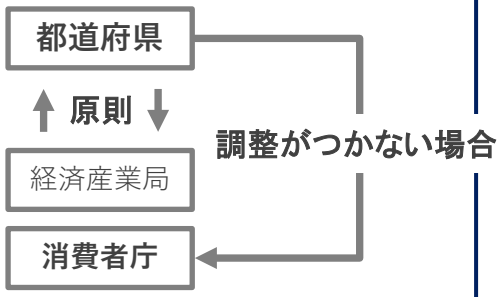


② 国に対して共同調査等の要請を行った際に、都道府県が求める協力が十分に得られないことがある。

提案実現後



① 国と都道府県の役割分担の考え方の明確化



② 都道府県から国への相談手続を明確化

国と都道府県との意見交換等の結果も踏まえつつ、国と都道府県の連携の在り方に関する具体的な方針を示す。

効果

○ 対応の迅速化、国・都道府県間の調整の負担軽減。

3. 事務処理の効率化・合理化
⑥ 事務処理主体の広域化・外部化
（ⅱ）市町村が作成する鳥獣被害防止計画の作成等に係る都道府県の役割の明確化

支障事例・対応方針

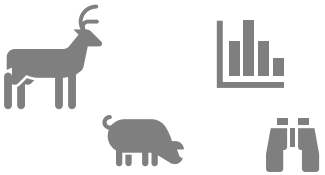
○ 市町村が作成する鳥獣被害防止計画の作成等に当たり、鳥獣の生息状況や生息環境の把握など、市町村が独自に行うことが困難な事務がある。

○ そのため、鳥獣被害防止計画の作成等に当たって、市町村が独自に行うことが困難な事務に関して援助を求めた際には、都道府県が具体的な措置を行う責務があることを明確化。 【令和9年度検討・結論】

従 来



市町村は鳥獣被害防止特措法※1に基づき、鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための計画（被害防止計画）を定めることができる※2。



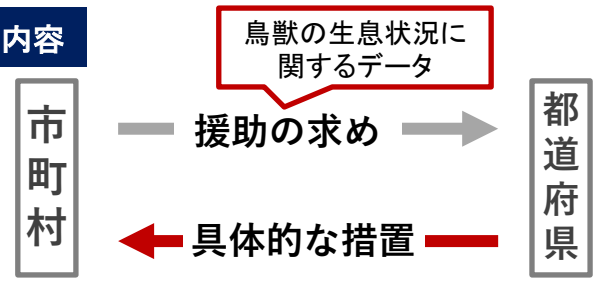
被害防止計画の作成、実施に当たって、鳥獣の生息状況及び生息環境の把握など、市町村が独自に行うことが困難な事務が存在。

市町村 ⇒ 情報提供依頼 ⇒ 都道府県

都道府県に必要なデータ等の提供を求めた際に、市町村が求める協力が十分に得られないことがあった。

鳥獣保護管理法※3に基づき、ニホンジカやイノシシなど集中的かつ広域的管理を図る必要がある指定管理鳥獣の管理について主体的な役割を担う※4。

検討内容



都道府県が市町村からの求めに応じた具体的な措置を行う責務があることを明確化※5

明確化に当たっては、都道府県の事務執行の実情を踏まえつつ、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針（鳥獣被害防止特措法）の改正を含めて検討する。

効果

○ 都道府県と市町村との役割の明確化を通じた効果的な鳥獣被害対策の実現。

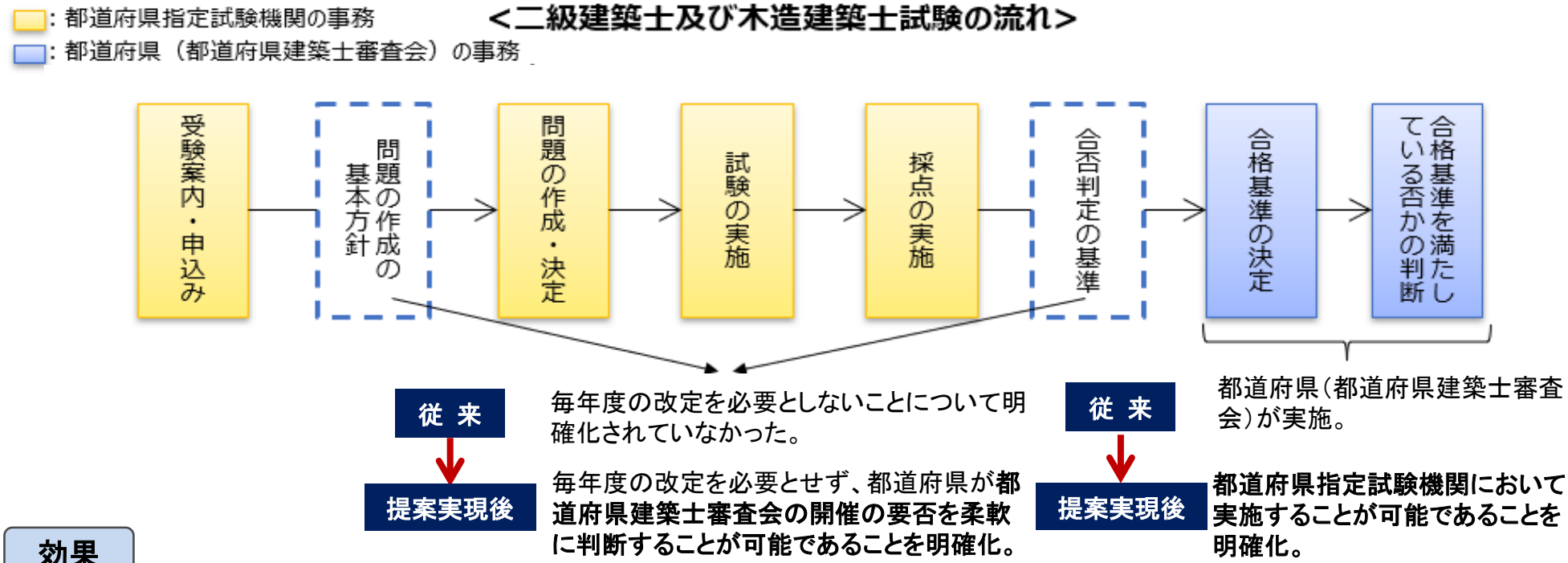
※1 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号） ※2 全国で1,525市町村が作成済（R7.4末時点）。
※3 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
※4 都道府県は、生息数の推定や捕獲のための実施計画の策定、捕獲等事業の実施、捕獲数・生息状況・被害状況等の情報収集などを行っている。
※5 鳥獣保護管理法に基づき都道府県が定める計画と鳥獣被害防止特措法に基づき市町村が定める被害防止計画は整合性のとれたものでなければならないとされている。

3. 事務処理の効率化・合理化
⑥ 事務処理主体の広域化・外部化
（iii）二級建築士等試験に係る審査・実施体制の見直し

支障事例・対応方針

○ 都道府県建築士審査会において、二級及び木造建築士試験に関する事務を毎年度行うに当たっての負担が大きい。

○ 試験問題作成の基本方針の策定や合否判定基準の設定について都道府県審査会に対する包括的な付議により毎年度の改定を必要としないことや、合否判定に係る事務的な対応を都道府県指定試験機関※に行わせることが可能である等の運用を明確化。 【令和8年度中措置予定】



効果

○ 都道府県の事務負担を軽減。

※ 現在、47都道府県が同一の機関を指定。

3. 事務処理の効率化・合理化
⑦ 経由事務の廃止
（ｉ）覚醒剤取締法に基づく覚醒剤製造業者の指定等に係る都道府県経由事務の廃止

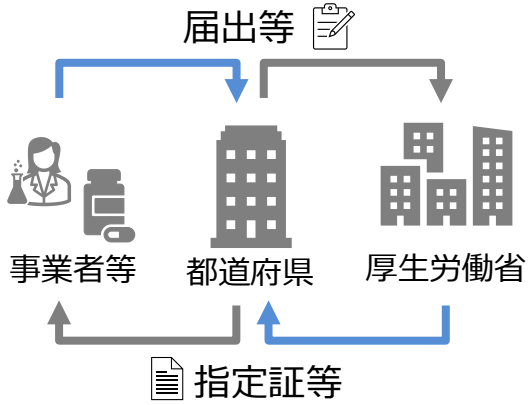
支障事例・対応方針

○ 覚醒剤取締法に基づく経由事務において、事業者等や都道府県に負担が生じている。

○ 都道府県に必要な情報提供を行うことを前提に、覚醒剤取締法に基づく覚醒剤製造業者の指定等に係る都道府県経由事務を廃止するとともに、事業者等による申請・届出等のオンライン化を可能に（e-Gov（政府共通の電子申請システム）の活用）。

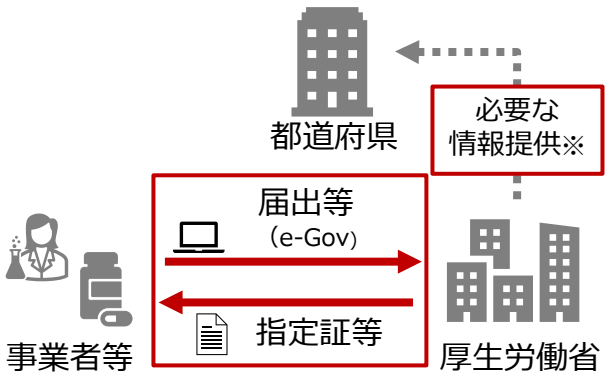
【令和11年中検討・結論】

従 来



- 覚醒剤取締法に基づく厚生労働大臣に対する届出等
- 覚醒剤製造業者等に対して行う指定証の交付等について、都道府県を経由することが定められている。

検討内容



電子申請システム（e-Gov電子申請サービス）を用いたオンラインによる申請等を可能とするとともに、都道府県に必要な情報提供を行うことを前提に、届出等及び指定証の交付等に関する都道府県経由事務を廃止する。

効果

○ 申請・届出及び指定証の交付手続の迅速化とこれに伴う事業者等の利便性向上及び都道府県の事務負担の軽減。

※ 覚醒剤取締法上、厚生労働大臣が指定する覚醒剤製造業者等については、都道府県知事が処分等の意見具申や立入検査等を行うこととされており、また、覚醒剤研究者の指定については都道府県知事の権限とされており、同事務を適切に実行するにあたって必要な情報を都道府県にも提供する。

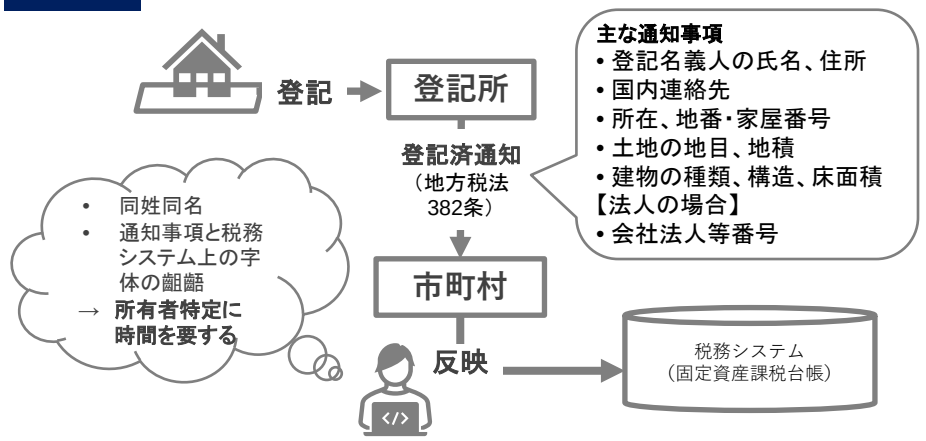
3. 事務処理の効率化・合理化
⑧ AI・デジタル化
（ⅰ）登記所から市町村への通知事項へのマイナンバー・法人番号の追加及び税務システムへの取込みに向けた標準仕様書の改訂

支障事例・対応方針

○ 市町村が登記所から土地・建物の所在や所有者等の氏名・住所について通知を受けた際、市町村は固定資産課税台帳に記載しなければならないが、当該所有者の特定に負担が生じている。

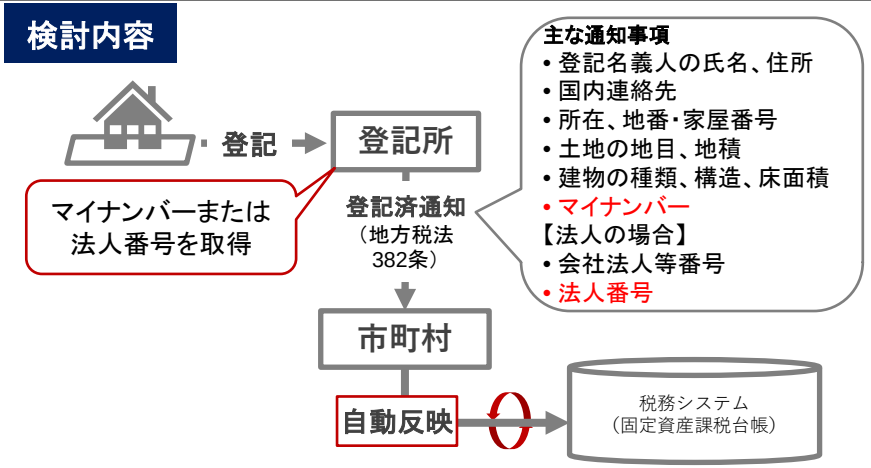
○ 不動産登記事務の個人番号利用事務への追加、登記所から市町村への通知事項へのマイナンバー・法人番号の追加及び税務システムへの取込みに向けた標準仕様書の改訂について検討。　【令和9年度中検討・結論】

従 来



登記所からの通知を基に、固定資産課税台帳の反映を行うところ、同姓同名の者が複数いる場合などには所有者の特定に時間を要するなど、市町村において多くの事務負担が生じている。

検討内容



以下に掲げる事項の実現に向けて、不動産登記の情報を利用する事務を所管する府省庁が果たすべき責務を含めて検討。

- 個人番号利用事務に不動産登記に関する事務を追加。
- 地方税法382条に基づく登記所から市町村長へ通知する事項に個人番号及び法人番号を追加するとともに、当該通知事項を税務システムに取り込むことができるよう、標準仕様書を改訂すること。

効果

○市町村における登記所から通知された登記名義人の特定に係る事務負担軽減、固定資産税の適正な課税。